

(第一類 第六号)

第五十一回国会 文教委員会 議 録 第十九号

(四八四)

昭和四十一年四月二十日(水曜日)

午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 上村千一郎君

理事 谷川 和穂君

理事 川崎 寛治君

理事 大石 八治君

理事 熊谷 義雄君

理事 床次 徳二君

理事 松山千恵子君

理事 高橋 重信君

理事 鈴木 一君

出席國務大臣

文部大臣 中村 梅吉君

出席政府委員

文部事務官 赤石 清悦君

(大臣官房長) 文部事務官 天城 勲君

(管理局長) 文部事務官 天城 勲君

委員外の出席者

専門員 田中 彰君

同月十九日

日本育英会法の一部を改正する法律案(小野明君外一名提出、参法第一三三号)(予)

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に関する法律案(小野明君外一名提出、参法第一四四号)(予)

は撤回された。

同月十九日

日本育英会法の一部を改正する法律案(千葉千代世君外二名提出、参法第一五五号)(予)

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に関する法律案(千葉千代世君外二名提出、参法第一六六号)(予)

は本委員会に付託された。

本日(十九日)の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三七号)

〇八田委員長 これより会議を開きます。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

谷川和穂君

〇谷川委員 私立共済の行なう給付は、現在私立学校の果たしている役割りあるは置かれており、ます立場から見ると、国公立学校の教職員に対する給付水準と比べて決して劣らない、こういうことがどうしても必要なことであらうかと存じます。今回まで数回にわたって法改正の目ざしてき

たのもこのゆえんであったと理解いたしております。政府は、昨年に引き続いてこの法の一部改正

を提案をされ、給付内容の改善をはからうとされておられますが、われわれといたしましては二年続けてこられた給付内容の改善に政府が踏み切っておるといふことに大いに意を強くいたしておるところであります。

法案審議に入ります前に、まず手続上のことでありますが、社会保障制度審議会設置法の第二条第二項にはこの種の社会保障制度の改正の場合には審議会にかけることといたしておりますので、その手続を踏まれたことと存じますが、その答申はどのようなものであったかをお伺いをいたしたいと思ひます。

〇天城政府委員 御指摘のように、共済制度の改善をいたしますときには社会保障制度審議会の意見を求めることになっておりますので、本件につきましては本年の三月二十八日に審議会の意見を求めたわけでございます。これに對しまして、三月三十一日付で、審議会の会長から文部大臣あてに、この法律の一部改正に關しましての御意見をいただいております。それによりまして、長い文言でございますので、ちよつと読ませていただきます。『昭和四十一年三月二十八日文部省第八十九号で諮問のあった標記の件については、次の意見を付して了承する。厚生年金保険の給付に對する国庫負担率は、昨年の法改正によつて百分の十五から二十に引き上げられた。この制度は厚生年金保険制度から分れたものであるし、この点についても考慮を払ふ必要があるが、給付内容等の点において厚生年金保険とは異なるものがあるの慎重な取扱ひが必要である。』こういう御意見を付して了承をいただいております。

〇谷川委員 次に伺ひたいのであります。附帯決議が附されたわけでありまして、まず第一に適用除外校について、それから第二には国の補助

率を引き上げることによつて掛け金負担の軽減をはかるといふこと。第三点に、年金額のスライド制の確立。それからさらに第四点といたしましては、女子及び高齢者組合員に對する配慮をせよ。こういう四項目の附帯決議が附されております。第一の適用除外校の加盟の問題については、義務加入をたてまえとするこの法の精神から申しまして、全私学加入が望ましいことはもちろんでありますけれども、しかしながら、一方昭和二十九年以来の経過規定にかんがみ、かつ昨年の社会保障制度審議会の答申にも、既得権を残すような一種の付加給付的な制度を考える以外解決の方法がなからうというやうな答申があつたやうにも承つておりますので、この際、健康保険組合等の取り扱ひには今後さらに検討を加えていただくことにいたしました。私はこの第一点は触れずに、第二点以下に附帯決議についてその後文部当局においてどのような配慮がなされたかといふことをお伺ひをいたしたいと思ひます。

最初に、年金額のスライド制について、その後どのような配慮がなされておるかといふことについて、お答えをいただきたいと思います。

〇天城政府委員 昨年の本法の改正に伴います附帯決議でございますが、それに対しては、御指摘のように四項目ございまして、第一点の年金のスライド制に關する規定についてお答え申し上げますが、物価の変動などに対応いたしましたので、年金額のスライド制を考へるべきであるという御意見につきまして、実は今国会にすでに提出されております。ちよつと長い名前でございますが、恩給法及び共済各法の一部改正法、まあ要約して申しますとそういう改正法の中に、年金額の改定に關する規定が含まれております。この改正法の八条で私立学校共済組合法の一部を改めまして新しい条文を挿入いたしました。『この法律による年

金たる給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。という表現によりまして、他の共済各法と同じような形で改定案を考えて、いま御審議をお願いしておるという段階でございます。

○谷川委員 この年金のスライド制につきましては、組合員の、特に高齢者あたりから非常に強い要望があるわけでありまして、いまお話を伺いしておりますと、ほかの法律の中の条文にまかせるといふような御答弁であつたように伺いをいたしましたわけでありまして。しかし、どうせこういうような給付内容の改善をはかり、しかもこれは昨年の附帯決議の中の一つの大きな柱であつたわけなんでありまして、それをこの法律改正をするときにこうした別の法律にまかせたというのは、これは何か特別の立法上の理由があつたわけでありまして。それともそういうような方式でいくことのほうが立法手続その他から見て妥当であり、そのほうがよりよいというふうな判断でなされたのか、その点についてちょっとお伺いしたいと思ひます。

○天城政府委員 実はスライド制の問題につきましては、御指摘のように私学共済に限りませんで、国共済その他の共済制度を通じて、かねてからの宿題でございましたので、今回共通的にこの問題を直すということで、先ほど全部読みましたのでしたけれども、たいへん長い名前の法律で一括して処理したわけでございます。この一括処理していくと申しましたのは、ちよつとことが足りなかつたのでございまして、この法律で個々の法律を直してございまして、全文は「昭和四十年法における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案」たいへん長い名前でございますが、この中で関係法について関係の条文を一々直してございまして。その中で私立学校教職員共済組合法の一部が直され

ている、そういう考え方でございまして。

なお、別な理由は特に他意はございませんで、この年金額スライド制が共通の課題として出ておりましたので、一括したほうが全体の動きが明らかにするといふ意味で措置した次第でございます。

○谷川委員 それではただいまお話の出ました旧令共済に関する云々というその法律によつて、昨年のこの附帯決議の精神はその法律が成立した場合には大いに生かされる、こういうふうに判断してよろしいわけですね。

○天城政府委員 去年の附帯決議の御趣旨を執行していくためにいろいろな措置がまだ関連いたしましてけれども、基本的な方向をいたしまして、このいま申し上げました法改正によりまして附帯決議の趣旨が実現できると考えております。

○谷川委員 それでは次に女子組合員及び高齢組合員に対する給付の改善についてどのように考えておられるか、またどのような措置をなさろうとしておられるか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○天城政府委員 これは御指摘の去年の附帯決議もございまして、御承知のことと思ひますのでございまして、私学共済のある意味では一つの特色になつておるかと思ひます。要するに、女子職員が非常に多いのでございまして。特に幼稚園をかねておりますために、幼稚園教員の九〇％が女子職員である、しかも女子職員は短期間でおやめになる方が多いために、退職一時金受給者が非常に多い、こういう点が一つの特色ではないかと思ひます。一面公務員ではございせんので、定年制といふものも私学において必ずしも確立してありませんために、高齢者の比率もかなり他と比較して多いという点も考えられます。こういう点から附帯決議の御趣旨は、女子職員が年金受給資格を得るに至らない者が多いから、あるいは高齢者については退職後の年金受給の期間が非常に短くなつてしまふという点があるので、これらの点を考えてしるべき措置、方法を考えないか、こう

いう御趣旨だつたと思ひます。これは厚生年金におきましてやや類似の傾向がございまして、女子の掛け金率を男子よりも若干調節するとか、あるいは高齢者について在職中の支給、もちろん減額支給でございますが、支給制度があるからという点からだつたと思ひますのでございまして、先ほど先生も御質問の冒頭にございしましたが、この私学共済制度といふのはいろいろな見方はございましてけれども、私たちがやはり国公立を通じて教員の共済制度といふ考え方を中心に考えておまして、給付内容その他については従来から国共済に差がある点を縮めていく、国家公務員共済あるいは公立学校共済と差のないようにしようといふ、いま努力を続けてまいつてきておまして、昨年の法改正によつてはほその実が遂げられたような状況でございまして。したがいましてはやはり共済制度全般の動きといふもの、あるいはあり方といふもの、どうしてもこれは関連して考えていかなければならぬものでございまして、他の年金制度等の特例があるから、直ちに私学共済においてもそれにならうといふことがなかなかむずかしい状況でございまして。先ほどの社会保障制度審議会の今回の法改正に対する意見取りに対する御意見におきましてもうかがえるのでございまして、共済制度とバランスとの関連といふことも十分考慮するようになつていくことをいわれておりますので、私たちがその点をやはり一つの点に考えますと同時に、私学共済の給付水準といふか、あるいは学校法人あるいは組合員の費用負担の点等を考えていまして、なおこの点は少し研究させていただきたいと思ひましたので、今回またには特別な措置はいたしておりません。今後十分慎重に検討を進めていきたい、こう考えておるわけでございます。

○谷川委員 昭和四十一年度の私学共済に対する国庫補助の問題であります、総額二億四千六百四十万三千円、この金額の内訳について御説明をいただきたいと思ひます。

○天城政府委員 本年度の私学共済に対します国庫補助金二億四千六百四十万三千円、この内訳で

ございまして、長期給付に対する補助金が一億九千六百六十五万五千円でございまして、このうちこのたび改正をお願いしております法改正による増額分として、千二百二十九万一千円が含まれております。なお、共済組合に対して、事務費の補助が別途ございまして、これが四千九百七十四万八千円でございます。以上合算しまして、先ほどの二億四千六百四十万という金額になるわけでありまして。

○谷川委員 今回の法改正の主要点はいろいろとところにあるのか、簡単にだけついでにございまして、御説明をいただきたいと思ひます。

○天城政府委員 今回の改正の要点でございまして、骨子を簡単に申し上げたいと思ひます。

第一点は、長期給付に要する費用に対する国の補助率を、従来の百分の十五から百分の十六に引き上げることでございます。

第二点は、昭和三十七年の一月一日から新しい法律に変わつておりますので、それ以前三十六年の十二月三十一日までを一応旧法期間といつておりますが、この旧長期組合員期間に対する長期給付の給付額の算定の基礎となつております平均標準給付の月額、その算定方法を、組合員の資格喪失前、すなわち退職前五年間の標準給与の平均というやり方をいたしておりましたのを、このたび三年間の平均に改めるといふこと、それから旧法期間中におきましては、最高限度額といふものが規定されておまして、五万二千円というものが最高限度額でございましたが、この最高限度額を撤廃いたしました。したがいまして、新法の十一万円までの額に広がつたわけでありまして。これが第二点でございます。

それから第三点は、既裁定の年金者、すなわち受給が始まつております既裁定年金につきまして、いま申し上げましたと同じように、過去の旧法期間の扱いにつきまして、五年平均を三年平均に改める等の措置をいたしておるのでござい

す。それから第四は、組合員の期間が退職年金の最

短の年金年限、すなわち二十年でございますが、二十年以上の者にかかわる退職年金、廃疾年金のうちで、年額六万円未満のものにつきましては六万円まで最低保障をいたそう、遺族年金につきましては三万円以下のものを三万円までという形で、最低保障を六万円にいたすという点が第四点でございます。

それからもう一つ私学共済には非常に特殊な要素が入っております、これは大正時代から発足しております財団法人私学恩給財団をこの私学共済が発足いたしましたときに権利義務を承継いたしておりますが、その旧恩給財団の關係の方で昭和二十七年九月三十日以前に給付事由の生じたこの旧財団法人私学恩給財団の年金の額を、これも六万円の最低保障をいたそう、六万円まで引き上げようという点が第五点でございます。

なお、施行日につきましては本年の十月一日から施行する、これが最後の点でございます。たいへん簡単でございますが、今回の法改正のおもな点は以上でございます。

○谷川委員 今回の法律改正の中で特に問題となりまする国庫補助率の引き上げの問題について少々お尋ねをいたしたいと思ひます。この問題は非常に議論の分かれるところだと思ひますので少々多岐にわたります。こまかくなりますし、また私の個人的な意見も加味いたしましてお尋ねをいたしたいと思ひます。これは特に重大な問題点だと思ひますので、お答えも十分にいたしたいと思ひます。

私学共済は厚生年金から分かれたものであるから、厚生年金の国庫補助率が百分の二十となつた今日、私学共済も当然百分の二十であるべきだといふ議論があります。これはある意味では一つの議論であると思ひます。しかしながら、私学共済の給付基準は初めから終わりまでの給付の平均、私学共済の場合は、この法の改正によりまして最終の三カ年の平均ということになるわけですが、このように厚生年金と私学共済の場合には給付額をはじき出す基準は全く

違つておるようであります。また私学共済に対する助成は長期給付に要する費用と事務費に対する国庫補助金、さらに私学振興会からの資金という確定財源のほか、不確定財源ではありますけれども、都道府県からの助成というものが今日ほとんど制度化されておるように見受けるわけでありまして、そのために私学共済に限り、定款に定められた掛け金率よりも実質負担は幾らかではありますけれども、低くて済むという点もあるのじゃないかと思ひます。先般の社会保障制度審議会の答申にも、先ほどの局長の御答弁にもございましたが、厚生年金保険と私学共済では給付内容等の点において異なるものがある、というよう

な一文がついておるようであります。私は私学振興というこの法の趣旨からいへば、国庫補助率は何も厚生年金の補助率に追従しなければならぬ、あるいは厚生年金の補助率を基準にしなければならぬ、というふうな積極的な理由はどこにもない、こう思ひます。また国庫補助率は、もし組合員の掛け金負担その他において問題がなければ、高ければ高いほどよい、こうも言えると思ひます。しかしながら一方、私学共済のねらいは、先ほど局長の御答弁にもございましたが、国公立学校の教職員に対する給付の水準に劣らないようにするんだ、これが絶対に必要なことなんだ、ということであらうと思ひます。これを目標に、教次にわたる法改正も行なわれてきたことだと思ひます。ただ私はこの辺で特に問題にいたしたいと思ひます。公的年金の場合と違つて、私学共済のような私的年金の場合は、給付内容の改善を急ぐあまりに、それが掛け金負担にはね返つてくる、こういうことがあつてはいかぬと思ひます。こういうことはできるだけ避けるべきであらうかと思ひます。つまり、いかに給付内容が改善されても、それが直ちに掛け金にはね返つてくるような形になる。そのはね返りが大き過ぎるというのでは、事業主にとりまして、あるいは組合員にとつても必ずしも満足いく制度であるとは言ひ得ないのだと思ひます。

あらゆる社会保障制度がそうでありますように、国の補助率は、対象とする事業主及び組合員の負担能力、給付内容等を勘案し、しかも他の制度との均衡もあわせ考慮に入れて決定するべきだ、かように私は理解をいたしております。今回政府は長期給付に対する費用について、従来の国庫補助率をさらに百分の一だけ引き上げることによつて、私学共済の給付内容の改善をはかることを意図いたしておられるようでありまして、百分の一引き上げることによつて、いかなる内容改善が期待できるのか、これが第一点。

さらに私がお伺いをいたしたいことは、その内容改善は、事業主または組合員、こういう方々の掛け金にはね返ることなく、国の補助率を百分の一引き上げるその範囲内においてまかなえるのだ、こう理解してよろしいかどうか、この辺を御説明をいたしたいと思ひます。

○天城政府委員 たいへんむずかしい点だと思ひますのでありますけれども、率直に私たちの考え方をおし上げたいと思ひます。

確かに、沿革的に申しますと、私学共済が厚生年金から分かれたと申しますか、その系統を一部引いているというところは事実でございます。しかし私たちが現在、最初に申し上げましたように、私学共済制度の給付内容と申しますか、給付水準というものを本法の制定趣旨であります私学の振興という点にほつて考えますと、国公立を通じて共済制度の趣旨を生かしていく、具体的には国共済と給付内容を合わせていくことに重点を考へておるのでございます。

その前提で、いま御指摘のような点もございまして、お答えをいたしたいと思ひますが、給付内容を改善するといふことが、いたずらに組合員や学校法人の負担過重になつていくことは確かに問題でございます。現在私学共済におきまして、長期の負担割合でございますが、千分の七十六といふ数字になつております。これを組合員と学校法人で折半いたしておりますが、これは国共済よりもまだ負担率としては低い状況でございます。

す。昨年の法改正によりまして、ほぼ内容的には兩者平等になりましたけれども、なおしさいに見てまいりますと、先ほどもちよつと申し上げました旧法期間の計算につきまして、年金額算定の基礎となる平均標準給付の月額がまだ若干下回つておるようになつて残つております。今回この点を改正いたしたい。それから既裁定年金の扱いにつきましても、公算共済に比較して同じような事情がございしますので、これらの点を改善いたしたいと考えたわけでございます。それで百分の十六といふ数字でございますが、前年に比べて百分の一だけの国庫補助の引き上げでございます。要するに組合員の掛け金を引き上げることなしに、国庫補助の百分の一引き上げによつて可能な限度の改善をいたす、あるいはこれらの改善をいたすことによつて、いま申した組合員の負担が過重にならないという限度でこのたびの改正を考へてゐるわけでございます。

大体基本的にはただいま申し上げたような趣旨で全体を進めておりますし、今回の改正の内容もその点を中心でございます。

○谷川委員 ただいまの局長の最後の御答弁で、今回百分の一引き上げることによつて、さらに昨年に引き続いて給付内容を改善できるんだ、こういうふうに言われたわけでありまして、またそれは組合員あるいは事業主たる学校法人の掛け金負担にはね返つてこないんだというふうに理解いたしました。具体的には、この本法改正案によつて私学共済の給付内容はどのどの分がどのようによつて改善されていくのか、現行法と比較をして御説明をいたしたいと思ひます。

○天城政府委員 若干条文に触れる点がありまして複雑になるかもしれませんが、お許しいただきたいと思ひます。

先ほど申した、百分の十五を十六にいたします。これは法三十五条で国の補助率の引き上げでございますから、一%上がる、これが一つでございます。

先ほど申した、百分の十五を十六にいたします。これは法三十五条で国の補助率の引き上げでございますから、一%上がる、これが一つでございます。

それから第二点といたしまして、少しややこしくなるのでございますけれども、私学教職員に對します長期給付は、昭和三十六年の十二月三十一日以前の旧長期組合員期間に對する給付額の算定にあたりまして、この基礎となります平均標準給付の月額の算出法につきまして、組合員の資格喪失前五年間の標準給付の月額の平均によることとされ、さらにその平均標準給付の月額につきまして最高限度五万二千元というのが設けられておりまして、したがって、そういう前提でございましたので、退職時の最終俸給を基礎として年金額が計算されて、しかもその大部分の者が新しい国共済とほぼ同じ水準と見られます恩給法の適用を受けている国立学校の教職員の場合に比較して、やや下回っているということが、その頭打ちないしは五年ということであったわけでございます。

これが法律で申しますと、旧条文で附則八項にこの規定がございましたので、このたび八項を直しておるわけでございます。直しました点は、先ほど申しましたように、旧長期組合員期間に對する平均標準給付の月額の算定について、組合員資格喪失前三年、それから五万二千元の頭打ちの廃止を加えるという形にしたわけでございます。これが附則八項でございます。

それから附則の九項の改正は、この三十七年一月一日の法改正を軸にいたしまして、前後にまたがっております更新組合員でございますが、この更新組合員です過去において一時金を受けていた者、いわゆる再就職者の年金計算において同じような調整をはかつていくという改善策をいたしました。それから更新組合員の退職一時金につきましても同じように三年平均に改める、五万二千元の頭打ちを撤廃するというような措置をこのたびいたしたわけでございます。

それから旧恩財につきましては、先ほど申しましたように、一律に過去の受給者につきまして六万円に改めるという内容でございます。

○谷川委員 一部にはわずか百分の一の引き上げはあまりにも少ない引き上げ率じゃないか、こう

いう議論もあるように私は感じておりますが、ただいまの局長の御答弁をお伺いいたしておりますと、わずか百分の一であるけれども、この百分の一の使い方によって給付内容が非常に改善をされ得るんだ、それが今回の法律改正の中心なんだというふうに判断をいたしましたわけでございます。特に旧法期間の適用のうちで、平均標準給付の算定期間を新法並みに三年にする、こういうような扱いをするために、この百分の一というのが実に大きな意義があるんだ、こういうふうに聞き取れたのであります。そのとおり判断してよろしゅうございませうか。

○天城政府委員 ごく簡単に申し上げます、国立学校、公立学校の先生と比較いたしまして、新法後の措置は同じなのでございますけれども、国立学校、公立学校の先生は以前が恩給を継続しておられますから、それと私学の旧法期間の間の扱いに差がありましたので、今回これを直すことは、長い目で長い勤続の教職員の立場を考えますと、国公立で全体の差がなくなってきたということと、私たちがとしてはもちろんいろいろな前進的な希望がございまして、基本的な問題が解決できたと考えております。これらの一連の措置によりまして、既裁定の年金にそのことは及ぼしていくつもりであります。既裁定の年金につきましても金額的には約一割ほど、ならして考えますと引き上げられることになっております。

それから六万円の定額保障という問題につきましても、恩給制度におきましても今回この趣旨がとられておりますので、これも共済制度としては共通的に今回やるべき点じゃないか、こう考えております。これらの点を織り込んだわけでございます。

○谷川委員 国立学校教職員の給付内容に差をつけたい、それに均衡させたいというのがこの私立共済の中の一の大きな問題点である。そういう意味からいって、わずか百分の一であるけれども、今回の国庫補助率を引き上げることによって、昨年に続いてさらに非常に大きな給付内容の改善ができたということを受けて、それはまことにけっこう

なことだと思つてあります。ところが、また一面思ひの御答弁が、いまちょっと局長の御答弁の中にも出ましたので、その問題についてさらに詳しくお聞きしたいと思つております。

最初のころの局長の御答弁の中に、私学の特長性といふことが、私学には比較的老齢組合員が多いというお話でございました。私学共済が権利義務を継承した旧財団法人私学恩給財団の年金受給者の方々は、ほとんど大部分高齢組合員じゃないかと思つて、昭和二十七年九月三十日以前に給付事由の生じた者の該当者の数、及び今回の改正によってそれを一律に六万円に引き上げるようになる、この理由についてお伺いをいたしたいと思つております。

○天城政府委員 先ほど申し上げましたように、これは大正十二年に発足しております旧恩財でございますが、この恩給財団の権利義務を二十九年から私学共済が引き継いでおるわけでございます。すでにその恩給財団の適用期間中に年金を受けておる方がございまして、この方々で現在引き継いで共済に入つておる方々については新しいいろいろな措置をとつておるのでございますが、すでに古い恩給財団の寄付行為の規定によつて措置を受けた方々は、その限りでは年金額がストップしてしまふという事情にございまして、これにつきまして二十七年十月一日ということをして申し上げておきますのは、これ以前に支給された方が現在の時点において七百三十二人おられるわけでございます。二十七年以後は恩給財団自身で最低六万円というところになっておるわけでも、それ以前の方についてはその基本的な最低の保障がないわけでありまして、今回、恩給法におきましても、既裁定年金者につきまして六万円の最低保障が考えられておるわけで、私たちが当然、それは恩給財団でございまして、これらの老齢の方々に對して措置をいたすべきだと考えたわけでございます。もちろん旧恩財につきましても、昭和三十年の七月でございまして、現在の特例法がございまして、いわゆるベースアップをしてま

いたつたのでございますが、今回その例にならないうつたのでございますが、今回もその例にならないうつたので、六万円に引き上げたい、こう考えております。

七百三十二人の方々は年齢的には非常に高齢の方におられます、最高の方は九十六歳という方もおられることとございまして、六十歳、七十歳、八十歳というように、確かに御指摘の高齢者が多いわけでございます。

○谷川委員 九十六歳にもなられるような高齢の組合員がおられる。私はお聞きしてびっくりしたのですが、その方々にまことにわずかだけけれども、一律六万円に引き上げられたということは、私はむしろおそきに失したくらいであると思つて、共済にせよ、それから社会保障制度そのものが、やはりこうした高齢者にまず恩恵といふべきか、権利を付与していく、その方々を保護していく、その方々のためになるということが大事であると思つております。私は今回の法の改正はこの点において非常にいいことであると感じております。

それでは次に、最初に御質問を申し上げました附帯決議の中のスライド制にもいささか関係あることで、ここでダブつてお聞きするようで恐縮であります。さらに局長の御答弁を得ておきたいと思つて、この点は、既裁定年金の最低保障額を六万円に引き上げることとしたその理由づけといふことが、そういうところをぜひひとつこの際お聞きをしておきたいと思つております。

○天城政府委員 これは、この私学共済法が、たびたび申し上げましたように、給付内容につきましても、国共済を規定的にも準用いたしておりますし、考え方も国共済と給付内容を合わせていくというたてまえをとつております。今回、国共済関係におきまして最低六万円の保障を別途法律改正でお願いしているわけでございます。それから恩給法におきましても、最低六万円という数字が共通に考えられておるわけで、先ほど申し上げた趣旨から申しまして、国共済、恩給系統の關係から考えて、私学関係においても六万円という数字を取りあげたわけでありまして、

○谷川委員 今回の法改正は、先ほどもちよっと指摘を申し上げましたように、主として国庫補助金の補助率を百分の一引き上げることによって、どの範囲までの給付内容の改善がはかれるかというところに議論が集中するだろうと思うのです。それから先ほどもちよっと指摘をしましたように、昔間伝えるところによれば、いかにもこの百分の一というのは低過ぎるのではないかという議論もありました。それから昨年に就いて二年続けて給付内容の改善だ、こう言っても、もともとこの制度ができるに至りましたいきさつだとか、今日までの私学共済の置かれております立場だとか、こういうことを勘案いたしますと、まだまだこれは内容的に改善しなければならぬ問題点が多々あると思うのです。

ただ私がこちよっと指摘をしたと思いますことは、これは私が考えておることでありまして、あるいはその立論の過程において間違ひがあるかもしれないが、もし間違ひがあれば指摘していただきたいと思いますのでありますけれども、一方、現在われわれが期待をいたしておるような私学共済の給付内容を一挙に改善しようとする、たとえば既規定年金の引き上げも大幅に一挙にやるとか、あるいは最低保障額の是正を一挙にはかろうとか、あるいは高齢者在職支給を相当若い人のほうから適用するとか、こういうことを全部一挙にやると、あらゆる共済制度よりも私学共済のほうがはるかに給付内容がよろしい、こういう制度を確立することは、それはそれとして一面大いに意義のあることだと思ひますけれども、もしそういうことをやろうとすると、国庫補助率をかりに百分の二十ぐらゐまで引き上げても、やっぱりどうしてもこの不足分が出て、その不足分というのは掛け金アップ、つまり事業主たる学校法人及び組合員の折半負担をいたしておりますこの掛け金の率をどうしても引き上げなければならぬ、そういうことになるとのじゃないかと思ひます。したがっておそろく文部当局においても、現在のこの私学共済の置かれております立場からいっても、

それから先ほど来局長の答弁の中にも再々出てまいりましたように、国立公立学校の教職員給付に均衡をさせたいというその考えからいっても、現在のこの今回提案されました法律改正だけをみて、これでもうすべて終わったというふうにはお考えになっておられないと思ひますが、同時に、いま私がちよっと指摘をいたしましたような問題点について、いま一挙にこれをやり切ろうと思へば、どうしてもこれは掛け金の引き上げに行かざるを得ない、したがって、わずか百分の一ではあるけれども、百分の一は百分の一なりに、いま局長の御答弁にもありましたようなことから、この際これをやり遂げておくことが非常に意義があるのだ、こういうふうにお考えになっておられるのか、お伺いいたしますが、その点いかがでありますでしょうか、お伺いをいたしたいと思います。

○天城政府委員 このたびの改正によりまして、私学共済の給付内容あるいはその他の事業全体を見て、非常に満足だということはまだ申し上げられる段階ではないと思ひます。なお改善を要する点がいふところあると思ひます。たとえば既規定年金の引き上げの問題などは、まだ今後十分に考えられなければならぬ問題だと思ひております。それらについては、制度的に私学共済というものがかなり国共済と違つた実態を前提にしております。要するに私学共済の実態というものが、ある意味では非常にバラエティに富んでおります、非常に大きな大学もあれば、少人数の幼稚園もあるというふうな形で実態が非常に違つております。またそれにあわせて一番問題の給与ベースについても非常に差があるわけがございます。これらの点を考えながら他の共済制度と同じような歩みをしていくことは、技術的にもすゝいふ考えなければならぬ点がございます。同時に、御指摘のように今後いろいろな給付水準を高めてまいりますためには、必然的に掛け金の引き上げか、あるいは国の負担の増加という問題にどうしてもぶつかってくるわけがございます。この点について、物価水準も上がってくる、あるいは賃金上昇の傾向もあつたり、

いろいろなことがございますので、十分考慮しながら今後の改善をはかつていこうとは考えております。

繰り返して申し上げますれば、他の共済制度との関連を十分考えながら、それから財源負担の方法、組合員の掛け金率の問題あるいは国庫負担等のあり方等を含めまして、バランスをとりながら今後なお残つてゐる問題の改善に努力していきたい、こう考えております。

○谷川委員 それでは最後に、現在の私学共済組合の概況と、それから私学共済組合に対する各種の助成、その内容を少々具体的に御説明をいたしたいと思ひます。

○天城政府委員 私立学校教職員共済組合の現況でございますが、いろいろ申し上げることがあろうかと思ひますけれども、要点だけ申し上げます。

まず、その規模でございますが、四十年十月現在で加入人数が七千七百六十八校、組合員が十四万四千三百三十人、これに対する被扶養者の数が十四万四千七百六十六人ということでございます。先ほど給与が非常に問題があると申し上げましたけれども、標準給与の平均は現在三万五千元でございます。

組合の行なつてゐる事業でございますが、これは長期給付、短期給付と福祉事業でありまして、福祉事業の内容は、保健、医療、宿泊、貸し付け、そういうふうに分かれております。長期給付は、これも国共済と同じであります。組合員の廃疾及び遺族の補償に対する給付を行なつております。長期給付は、三十九年度末の保有資産が約百三十四億でございます。短期給付でございますが、これは組合員、被扶養者の保健、医療、災害補償に關する給付を行なうわけでございます。

それから福祉事業といたしましては、保健あるいは保養休業に資するための施設の運営あるいは組合員に対する臨時の支出の貸し付けでございますが、恒久的な保健施設としまして現在四方所に保健施設を持っております。医療機関としては東京

に病院を一カ所持つております。それから宿泊施設として全国に六カ所設置されております。貸し付け事業は一般貸し付け、住宅貸し付け、それから特殊住宅貸し付けと申しまして個人が住宅を建設する場合の貸し付け、それから災害の貸し付けがございます。

以上が事業でございますけれども、財源といたしましては、大きく分けまして掛け金と国庫補助金と都道府県の補助金と、それから私学共済からの助成という形になっております。掛け金は、四十年年度において長期が千分の七十六、この七十六の中に事務費財源として千分の一、福祉財源として千分の一を含んでおります。短期給付におきましては七十、これも事務費財源千分の二、福祉財源千分の一を含んでおります、この七十六と七十を使用者と組合が折半いたしてしております。

それから国庫補助でございますが、これは長期給付に要する費用が従来は一五%、今回の改正で御審議を願つておりますのは一六%でございます。

それから都道府県の補助でございますが、都道府県から、掛け金率にいたしますと大体千分の八程度の補助を受けることになっております。四十年年度で補助金が約三億三千万でございますが、都道府県の御協力によりまして、法人も組合員も実際に負担する掛け金は、補助金の率において実質的には低減をされていふというふうな利便を受けておるわけでございます。

それから私学共済組合に対しまして振興会から助成がございます。これは先ほど来申し上げております旧私学恩給財団の年金の特別措置に關する法律という特別立法がございますが、この三条に基づきまして、旧恩財の既年金者の年金額の増額に要する費用につきましては、国庫補助分を除いては私学共済から助成を受けることになっております。そのほかに私立学校振興会から長期給付の整理資源の一部を助成を受けております。また事務所ですとか、福祉施設の新築等につきまして、毎

年五千万円ほどの助成を受けておるわけでございます。
これらの点において、私学共済は他の共済とちよつと違つた状況にあつるかと思つておりますが、概略、現在の私立学校共済組合の骨格と状態を御説明申し上げた次第であります。

○谷川委員 私共は、当初に申し上げましたように、私学共済の置かれておる現在の立場、果たしている役割り、こゝにいたつたものから、この制度の内容充実をはかることは今日の日本の教育制度を確立するためにもどうしても必要なことなんだ、こゝういふ判断をいたしております。したがつてこれは今後に残される問題であります。特に文部当局におかれましては、この私学共済が生まれ育つてきたいきさつもいろいろあると思うので、なかなかむずかしい問題もあると思ひますし、また私学の持つております特殊性といひますか、それぞれの事業主たる学校法人、組合員たる学校の先生方、これは国公立の学校あるいは国公立の学校の先生方と比べて、いろいろとこれまた特殊な事情もあることだと思ひます。したがつて、私学共済をめぐるこの各種の問題を解決していくことは、これまたなかなか時間のかかることだと思ひますけれども、今回再び二年重ねての法律改正でありますから、さらにこの法律改正を足がかりとして、今後一そう私学共済の発展のために文部当局も努力をされますようにお願いをいたす次第であります。

それからただいまの局長の答弁の中に、短期並びに長期面給付の問題がございましたけれども、たとえて申しますと、この短期給付の問題にいたしましても、これは何も私学共済だけの問題ではないにせよ、少なくとも短期給付に關しては自主財源ですべてまかなへ、こゝういふことになつておるわけでありませうけれども、やはり医療費、薬価あるいはその他の厚生物資といふものは、一方的にその値段が上がるわけで、こゝういふことから考えますと、共済内部の事業主及び組合員といつた方々の掛け金負担が、この短期給付を今後進めていく

上にもいま申しましたような制約からはね返つてくるようなことが万が一にもあるようであれば、直ちにこの短期給付に對しても、将来長期的な見通しを持つて、ひとつ国が大いに助成する方式を打ち出す必要ができた場合に、そゝういふこともお願いをいたしたいと思ひますし、また私立学校教育の重要性とその教職員の現在の待遇の事情などにかんがみ、今後私立学校共済の給付内容の改善については、私が当初論議をいたしましたように、従来から何かほかの、たとえば恩給だとか、あるいは厚生年金だとか、または国公立共済などに追随をする、そこまですればいいのだといふようなものの考え方もあるといへばあるようなことも感ずるわけでありませう。しかしながら私は、やはり私学共済の独自の主体性を打ち出して、現在私学の置かれております独自の立場あるいは私学の果たすべき役割り、こゝにいたつたものによります益すべきであらう、かやうに考えておる次第でございます。したがつて、いま私が申し上げましたのはむしろ将来の問題であつて、この辺の問題についてはもし平素文部当局においてお考えがあれば、最後にお伺いをいたしたいと思ひます。

○天城政府委員 いま先生の御指摘の点、一々みなごもつともな点だと私たちも拝聴したわけでございますが、一面共済制度は社会保障制度という性格を持つておりますので、あり方としては他の社会保障制度の一環にならうわけでございますし、他の制度にただ追隨するといふだけのつもりではございませんで、社会保障の一環としての立場をやはり考えてやつていくということが一つの点だと思ひます。

同時に、私学共済制度ができた趣旨という点につきましましては、先生御指摘のやうにやはり私学の振興という一つの点がございませうので、これは私学関係のいろいろな、私学三法といわれておる法律もございませうし、また私学振興会といつて、これと非常に密接な関係にあります機関もございまして、ただいま申し上げましたやうに、私学振興会からの助成も受けまして、また、共済組合の長期

の資金の運営につきましては、逆に私学振興会に貸し付けるというやうな形、そゝういふ相互に助け合つて申しますか、力を合わせ合つて私学の振興に力をいたしていくという点も片面ございませうので、御趣旨の点は十分考慮していきたいと思つております。

なお、短期につきまして御指摘がございましたけれども、最近健康保険の適用の医薬品がかなり使用制限が緩和されてきているといふやうなこともございまして、給付の支出が増加していく傾向がございませう。しかし一面、これはいま御指摘のやうに医療保険制度全体とも関連がございませうので、私たち医療保険制度の抜本的な改正が全般的に検討されているということも間接に承知いたしておりますので、それと合わせまして、御指摘のやうに私学共済だけが置き去りになつてしまつたり、あるいは私学共済だけが過重な負担を背負うといふやうなことのないう、これもわが國の社会保障制度の一環という点を十分考えながら、短期の問題についても十分意をいたしておるつもりでございます。幸いに現在のところ特にはなほだしい赤字で苦しむといふやうな傾向は、今年のところはまだないかと思つておりますけれども、将来の問題につきましても十分注意をいたしたいと考えております。

○八田委員長 この際おはかりいたします。大学病院に關する問題について参考人から意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○八田委員長 御異議なしと認め、さう決しました。

なお、日時及び人選につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○八田委員長 御異議なしと認め、さう決しました。
次会は明後四月二十二日、金曜日、午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十三分散会

文教委員會議録第一号中正誤

ページ	段行	誤	正
二	一	松井誠君紹介	川崎寛治君外一 名紹介
三	二	三	三
三	三	三	三
三	一	三	三
四	三	三	三
五	一	三	三
六	一	三	三
六	三	三	三
七	三	三	三
同	第二号中正誤		
ページ	段行	誤	正
二	三	七千円おで	七千円かで
同	第四号中正誤		
ページ	段行	誤	正
三	四	ありまた	ありました
同	第五号中正誤		
ページ	段行	誤	正
四	三	紀二千六百坪	約一千六百坪